

デュッセルドルフ日本クラブ会則

1999年1月26日の会員総会の決議により、本会則は1999年4月1日施行とする。2010年2月10日の会員総会改定決議、4月1日より施行。2011年2月改定、施行。2011年9月改定、施行。2014年7月改定、施行。2016年2月改定、施行。

第1条 名称および登記所在地

- (1) 本会はデュッセルドルフ日本クラブと称する。
- (2) 本会は社団法人として登記所に登録されている。
- (3) 本会の登記所在地はデュッセルドルフとする。

第2条 事業年度

本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第3条 目的

- (1) 本会は、租税通則法『課税優遇目的』の節に則り、専ら、且つ直接に公益性と慈善性の目的を追求するものとする。
- (2) 本会の目的は、国際相互理解の促進、文化および国際間協調のすべての分野における寛容、ならびに日本文化に関する保護育成および知識獲得の促進、スポーツと会員のスポーツ活動の振興ならびに租税通則法第53条の意味する慈善目的の促進にある。特に、日独の文化、習慣、風習の相互理解の拡大を通じた両国間の関係促進、そして日独両国民の友好および本会と本会会員の生活および活動の中心となる地域社会との友好的関係の促進を目標とする。スポーツにより、本会会員の健康と福祉を促進し当地での活動的な且つ充実した生活を可能ならしめる。
- (3) これらの目的は、独自の活動、他の支援者、あるいは本会の総資産の50%を超えない範囲の資金を供与することにより、達成されねばならない。
- (4) 本会独自の活動としては、特に、本会によって主催されるか、または本会と協同で当地域の、地域を越えたあるいは国際的な団体が行う文化的・社会的な催物のすべて、さらに、広報活動および本会の活動に関する情報提供などが挙げられる。
- (5) 本会則の目的は、例えばとりわけ以下のような活動により達成されるべきである。
 1. 文化間の出会いの場所として役立つ施設の維持、文化的な講演会、多種のスポーツの場の提供と共同のスポーツ行事等。
 2. 慈善目的のための資金の調達は、特に、自然災害または天災による国内外の、特に日本、ドイツの、被災者に対する支援処置の促進および実施。助成対象となるべき国内法人は、ドイツ税務当局より、租税通則法第51条以降の意味する認可を受けていなければならない。受益者がドイツにて無制限納税義務を負わない外国法人の場合には、資金の使用目的が正当であることが十分に証明されなければならない。個々のケースにおいては、事前にドイツ税務当局と書面で合意することを要する。(租税通則法第58条第1項)

第4条 非営利活動

本会は無私的な活動を行い、自己営利目的を第一に追求するものではない。

第5条 資金の運用

本会の資金は会則の目的のためだけに運用することができる。会員は、会員の資格において本会資産から贈与を受けてはならない。

第6条 優遇（幫助）の禁止

何人も本会の目的に合致しない支出、或いは不当に高額な対価によって優遇されてはならない。

第7条 構成

- (1) 自然人、法人が本会の会員となることができる。
- (2) 自然人は個人会員と名誉会員とする。法人は法人会員とする。
- (3) 個人会員は本会の目的を理解し、それに賛同する自然人である。
- (4) 名誉会員は本会運営委員会により推戴される自然人である。
- (5) 法人会員は本会の目的を理解しそれに賛同する法人（とりわけ企業）である。

第8条 入会と会員資格の喪失

(1) 入会

1. 入会は会員の推薦を得て本会所定の書式により申請される。入会には運営委員会の承認を必要とする。
2. すべての会員には会員証が交付される。会員は本会施設等を利用する場合は会員証を携行しなければならない。

(2) 会員資格の喪失

1. 会員資格は、退会、除名、死亡又は法人の解散により喪失する。
2. 退会は、本会所定の書面により本会会長宛に申請される。退会申請書は四半期末をもち、その1ヶ月以上前に、本会会長宛に提出されなければならない。
3. 除名は、重大な理由に基づく運営委員会の決議がある場合にのみ可能である。重大な理由には、とりわけ本会の目的を傷付ける行為、会則の定める義務の不履行、最低1年間の会費滞納、あるいは本会の名誉を傷付ける行為を行った場合である。
4. 除名に対して会員は、1ヶ月以内に役員宛に書面で会員総会への控訴を要求することができる。会員総会は本会として最終決定を下す。
5. 会員は、退会又は除名の際は直ちに会員証を返還しなければならない。

第9条 会員の権利

- (1) 会員は本会の施設を利用し、本会の行事に参加することができる。
- (2) 個人会員は会員総会において1票の投票権を有する。法人会員、名誉会員は会員総会において投票権を持たず、会員総会に参加をする権利のみを有する。

第10条 会費

- (1) 個人会員及び法人会員は会員総会の定める金額と期限に従い、会費及び入会金を納付しなければならない。会員資格の喪失後、既に納付された会費及び入会金は、如何なる理由がある場合においても返納しない。
- (2) 余剰金や利益が出ても会員に分配はしない。

第11条 機関

- (1) 本会に次の機関を置く。
 1. 会員総会
 2. 会長1、副会長若干名
 3. 運営委員会
 4. 会員の中から監事兼会計監査2名
- (2) 会員総会は全会員により構成され本会の意志を決定する。この際、第9条第2項の投票権規定が適用される。
- (3) 会長および副会長はドイツ民法上の役員であり、各々単独で会を代表する。会長は本会の業務執行を統率する。副会長は会長を補佐し会長に支障がある場合あるいは会長不在の場合に、会長によりあらかじめ定められた順序に従い、会長職務を代行する。会長は、執行業務を一人あるいは複数の業務執行人を任命し委譲することができる。役員は、次期の定例あるいは特別会員総会にて選任されるまでは、職務を全うする。役員が任期途中で辞任する場合は、残りの役員が退任した役員の職務を承継、あるいは、会員の中からあらたな役員を選任することができる。
- (4) 運営委員会は会長、副会長及び運営委員適当数で構成し、本会の運営に関する必要事項を決議する。
- (5) 監事兼会計監査は本会の業務及び経理を監査しその結果を会員総会に報告する。
- (6) 会長および監事兼会計監査は総会において選出される。副会長は会長の推薦に基づき、会員総会が任命する。会長、副会長および監事兼会計監査の任期は1年とする。再任は可能とする。但し、連続任期は会長の場合は3年、副会長は5年を越えてはならない。
- (7) 会長が任期中に辞任する場合、期中の後任会長は当期副会長の中から会長が適任者を指名するか又は互選にて選出し、運営委員会の承認を得る。運営委員は会長が委嘱し総会の承認を受ける。

第12条 会員総会

- (1) 会員総会は次の事項を決議する。
 1. 会長および監事兼会計監査の選任と解任、副会長の任命
 2. 役員の免責
 3. 監事兼会計監査人の選任および前年度の会計および財務報告の承認

4. 当年度の予算案の承認および会費の金額、納期期限の決定
 5. 会則の改正
 6. 本会の解散
 7. 除名された会員の控訴の際の再入会または除名に関する決定、ならびに会則或いは法律に基づき会員総会の役割と認められる事項
- (2) 定例会員総会は毎年度、第一四半期内に開催される。
 - (3) 全会員の10分の1以上が、理由を明記した書面で要求がある場合、役員は臨時会員総会を招集しなければならない。監事兼会計監査あるいは運営委員会が必要と認めた場合は臨時会員総会を開催することができる。
 - (4) すべての会員総会は、最低2週間の予告期間をもって、議題を記載した書面にて全会員に通告することにより招集される。予告期間は、招集状を送付した翌日から考慮される。招集状は、会員より本会に通知された最後の住所に送付されることにより、当該会員の手元に到達したものとされる。会員から、遅くとも会員総会開催1週間前までに、書面による提議がある場合は、議事の追記がなされる。追加事項は、会員総会の開始時に告示しなければならない。
 - (5) 会員総会の議長は役員の一により統率される。
 - (6) 会員総会の開始時に書記が選出されねばならない。
 - (7) すべての個人会員は1票の投票権を持つ。投票権は、会員自ら、あるいは、他の個人会員の代理として、委任状提示の上で、行使することができる。
 - (8) 議決は議決権を有する出席者の単純多数決により成立する。会則の改正及び本会の解散については、議決権を有する出席者の4分の3以上の賛同を必要とする。棄権、無効な票決は考慮されない。
 - (9) 会長・副会長の解任、会則の変更、本会の解散の提議の告示が、会員総会開催案内と共に会員に届けられていない場合は、本件の決議は、次回の会員総会に持ち越してもよい。
 - (10) 会員総会の決議は議事録を作成しなければならない。会長及び書記は、前項の議事録に署名するものとする。

第13条 運営委員会

- (1) 運営委員会には本会の運営実務に必要な各部を設け、運営委員はいずれかの部に属する。各部の部長及び副部長は部内の互選により選出され運営委員会の同意を得なければならない。
- (2) 運営委員会は原則として年に3回開催する。また、会長が必要と認める場合にも、常に運営委員会を開催できる。各運営委員会については議事録を作成し、会長又は会長代理がそれに署名をしなければならない。
- (3) 運営委員会の決議事項は出席者の単純多数決による。運営委員会の会員は議決権を有する。
- (4) 運営委員会の議事録は都度会員に送付する。
- (5) 監事兼会計監査は運営委員会に出席し意見を述べるができるが議決権を有しない。
- (6) 尚、本会の特別行事運営のため運営委員会決議により特別委員会を別途置くことができる。但し、特別行事終了後委員会は自動的に解散する。

第14条 監事兼会計監査

監事兼会計監査人は、1年任期で総会の決議によって選任される。

監事兼会計監査人は、それと同時に本会会長又は副会長として兼任することはできない。再選は可能である。

第15条 事務局

- (1) 本会に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務総長1名事務局長1名ほか必要職員を置く。
- (3) 事務局は会長、副会長、各部々長の命を受け本会の運営に支障なきよう所務を行う。
- (4) 事務総長及び事務局長は会長が運営委員会の同意を得て任免する。

第16条 解散

- (1) 本会の解散に関しては、規定に準拠して招集された特別総会にて決議される。
- (2) 解散の会員決議には、議決権を持つ出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。
- (3) 本会の解散または消滅する場合、あるいは税制上の優遇対象となる目的が喪失された場合には、本会の資産は国際相互理解の精神を振興する公法上の法人または他の税制上の優遇措置を受けている法人に譲渡される。